

「札幌駅前通地下広場の設置について」(素案)に対するご意見を募集します

平成 23 年春に供用開始予定の札幌駅前通公共地下歩道を、都心のにぎわい溢れる空間とするため、その一部を「札幌駅前通地下広場」(以下、広場という)とし、多くの方が多様に活用できる場とします。広場は地方自治法上の公の施設とし、活用・運営についてはサービスの向上や経費の節減を図るために指定管理者制度の導入を想定しています。

広場の設置に向けて、その概要や利用方法についての素案をまとめましたので、この案に対する皆様のご意見を募集します。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見等への個別の回答はいたしません。ご意見等の概要と、それらに対する市の考え方につきましては、平成 22 年 8 月頃にホームページなどで公表いたします。

意見募集期間 平成 22 年 6 月 17 日 (木) ~平成 22 年 7 月 16 日 (金) まで (期間内必着)

1. 公表資料

本書

2. 公表場所

(1)市役所等での配布・閲覧

市役所 (5階 交通計画課または2階 市政刊行物コーナー)

各区役所 (総務企画課) ・各まちづくりセンター

(2)札幌市ホームページによる閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/>

3. 意見の提出方法

本書に添付している所定の「ご意見記入用紙」か、これに準じた様式にて提出先へ郵送、持参、FAX または電子メールにより提出して下さい (ご意見などの概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません)。

なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますのでご了承下さい。

※ 電子メールによる場合は、ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、お使いのメールソフトで、件名に「『札幌駅前通地下広場の設置について』(素案)に対する意見」と記載し、本文欄には「ご意見記入用紙」に準じた様式でご意見を記載のうえ、送付して下さい。

※ 障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応致します。

4. 意見の提出先・お問合わせ先

札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通計画課 (札幌市役所本庁舎5階北)

住 所 : 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電 話 : 011-211-2275 FAX : 011-218-5114

電子メール : sogokotsu3@city.sapporo.jp

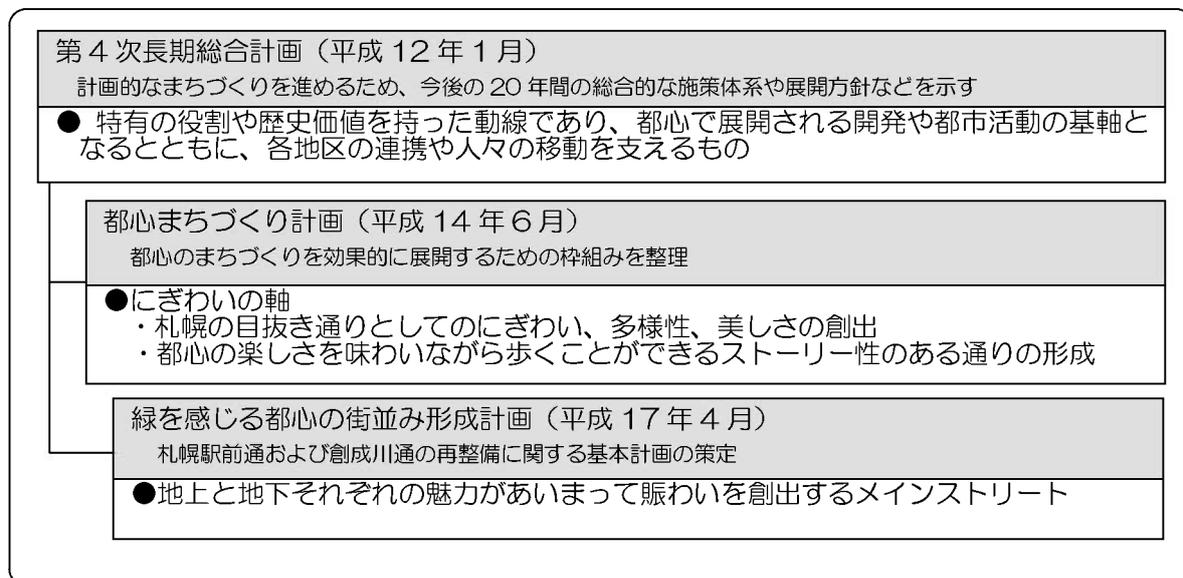
受付時間 : 平日の午前 8 時 45 分~午後 5 時 15 分

「札幌駅前通地下広場の設置について」(素案)

1. 札幌駅前通地下広場設置の背景と目的及び広場の概要について

(1) 広場設置の背景となる上位計画での位置づけ

札幌駅前通は、本市の総合計画である「第4次札幌市長期総合計画」(平成12年1月)で、特有の役割や歴史的価値をもった動線であり、都心で展開される開発や都市活動の基軸となるとともに、各地区の連携や人々の移動を支えるものとして位置づけられた4つの骨格軸の1つです。「都心まちづくり計画」(平成14年6月)では、「にぎわいの軸」として、札幌の目抜き通りとしてののにぎわい、多様性、美しさの創出と都心の楽しさを味わいながら歩くことができるストーリー性のある通りの形成が目標に掲げられています。さらに、「緑を感じる都心の街並み形成計画」(平成17年4月)では、地上と地下それぞれの魅力があいまって賑わいを創出するメインストリートとして位置づけられています。

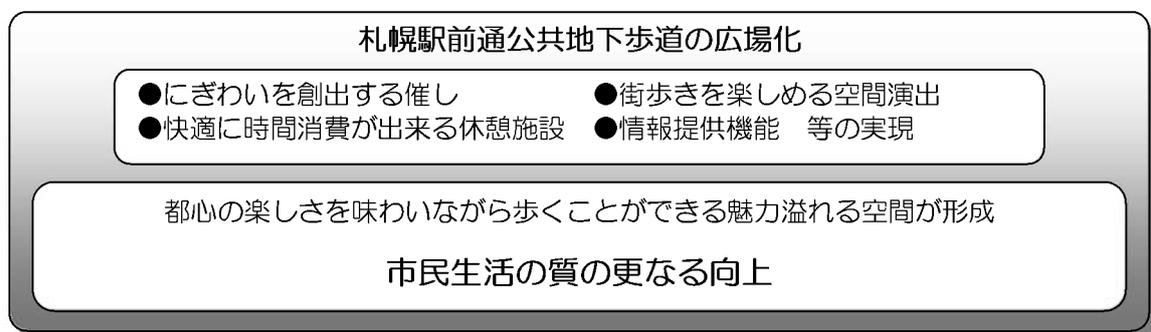


(2) 札幌駅前通地下広場設置の目的

上記の目標実現に向けた様々な取り組みを促進するため、単に通過するだけに留まらず街歩きが楽しく快適なものとなるよう、道路法上の道路である札幌駅前通公共地下歩道（以下、地下歩道という）の一部を広場と位置付けます。広場は、地方自治法上の公の施設とし、さまざまな活用ができる空間とするとともに、多様な情報提供が可能な映像装置や休憩施設などを設置し、滞留支援機能をもった空間とします。

通常は道路を通行以外のために利用する場合、利用者が個々に関係機関から許可を受ける必要があり手続きが煩雑になりますが、広場とすることにより、原則広場の利用者は広場の管理者（札幌市）に申し込みを行うことで済むようになり、利用に係る手続きが容易になります。

このことにより、市民の活動や回遊を楽しむ機会が広がり、都心のメインストリートに多くの人々が憩い、にぎわいが溢れ、文化の発信・向上に寄与し、都心の楽しさを味わいながら歩くことができる魅力溢れる空間を形成し、市民生活の質の更なる向上を目指していきます。



(3) 広場の概要

○名称

札幌駅前通地下広場

○広場の位置・範囲（下図参照）

札幌駅前通公共地下歩道（幅員約 20m～36m）内の歩行空間（中央部 12m及び地上出入口への通路部など）を除く次の部分に広場を設置します。

- 交差点広場（北 3 条、北 2 条、北大通）
- 憩いの空間（両側約 4m部分）
- ビル接続空間（沿道ビルとの接続部分）

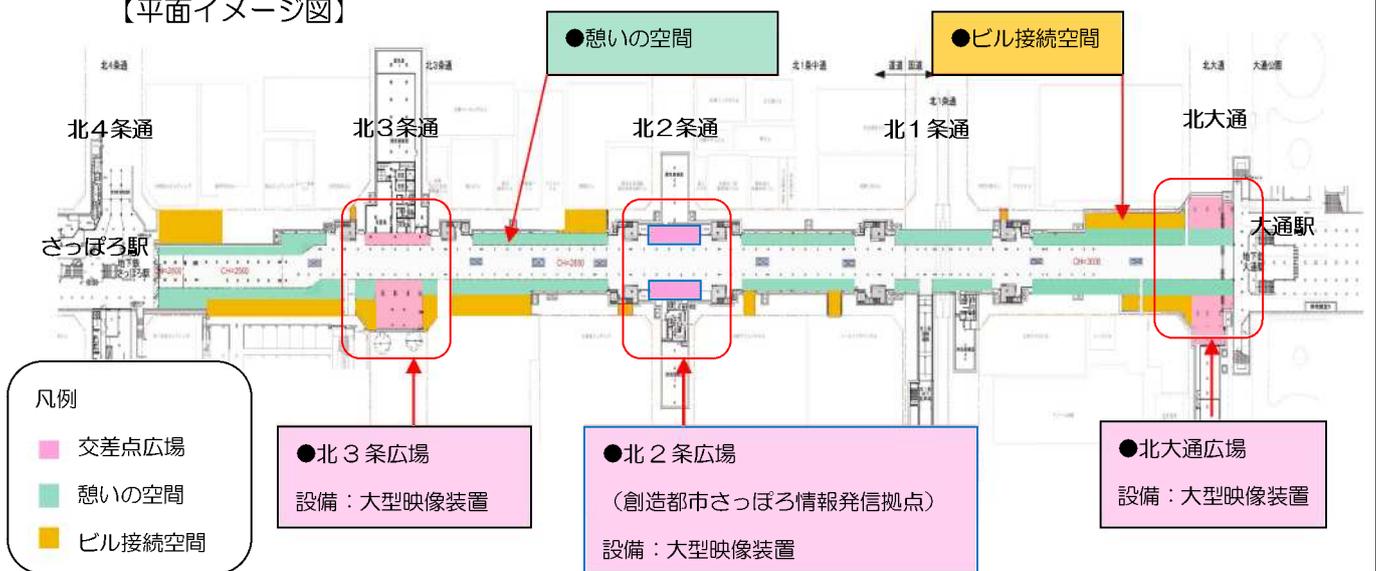
※札幌駅前通公共地下歩道の概要

区間：地下鉄南北線さっぽろ駅～大通駅（北 4 条～大通）

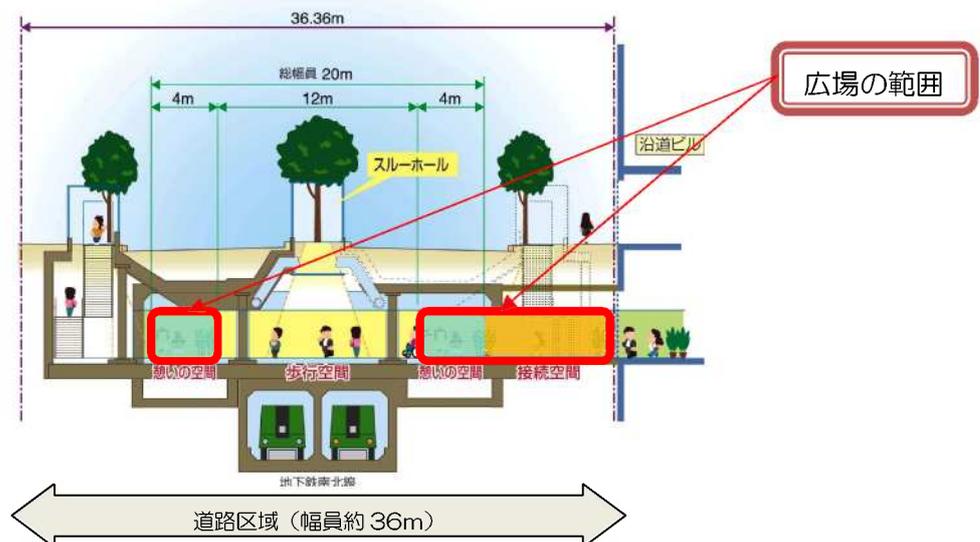
延長：約 520m

幅員：約 20～36m

【平面イメージ図】



【断面イメージ図】



2. 広場内各空間の位置づけと利用内容

広場のうち、交差点広場と憩いの空間のスペース、また交差点広場に設けた「映像・音響装置」を、一定の条件のもとに利用可能とします。

場所		位置づけ・利用内容	設置・貸し出しを予定している設備・備品
交 差 点 広 場	北3条 北大通	賑わい創出空間として、一時的なイベント・展示、休憩スペース及び商業振興活動等の利用を可能とします。	・映像・音響装置 ・イス、ワゴン ・展示パネルなど
	北2条	札幌市が企画運営する創造都市さっぽろの情報発信拠点と位置付け、主に映像作品発表の場とします。また、一時的なイベント、休憩スペース及び商業振興活動等の利用を可能とします。	・映像・音響装置 ・イス、ワゴン ・展示パネルなど
憩いの空間		賑わい創出空間として、一時的なイベント・展示、休憩スペース及び商業振興活動等の利用を可能とします。	・イス、ワゴン ・展示パネルなど

※ビル接続空間

接続ビルとの一体的空間としてにぎわいを創出する広場に必要な空間ですが、接続ビルへの通路機能も確保する必要があります。そのため、一定の条件の下、札幌市の許可を得た場合のみ活用を可能とします。

3. 指定管理者制度等の導入

(1) 指定管理者制度の導入

本広場は、沿道地域との官民協働による活用・運用を目指してきた空間です。そのことから、広場の活用・運用（事業の企画・誘致、活用内容の全体調整、利用受付、活用に係る設備及び備品の管理等）については、にぎわい創出という広場設置の目的をより効果的・継続的に達成することが期待できること、また優れた経営感覚や民間ノウハウによりサービス向上及び経費の節減を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入します。

(2) 利用料金制度の導入

指定管理者の経営努力の発揮や工夫改善の促進によるサービス向上を期待して、利用料金制度を導入します。

なお、広場空間及び映像装置等の利用料金は、営利・非営利を考慮して、同種の用途に利用されている民間施設を含めた類似施設の利用に係る料金や手数料等を参考に定めます。

4. 広場の管理

(1) 広場の供用時間及び利用時間

広場の供用時間は、地下歩道としての供用時間と同一とします。

但し、交差点広場と憩いの空間のスペース、映像・音響装置などを利用できる時間については、広場の供用時間内で別途定めます。

(2) 主な禁止行為

閉鎖的な地下空間である地下歩道に設置する広場という特殊性等を踏まえ、交通・防災・衛生上の安全確保の観点から、関係法令で禁止されている行為又は広場として禁止する行為は、主に以下のような行為です。

- (ア) 広場内の通行帯又は広場外における歩行者の一般交通の用を妨げる行為
- (イ) 火気の使用や火災、爆発など危険を生ずるおそれのある行為
- (ウ) 騒音、大声の発生、暴力、その他他人への迷惑行為
- (エ) 施設、備品等のき損や汚損
- (オ) 多量の可燃物の持ち込みや堆積
- (カ) 避難の支障になる囲い、衝立等の設置
- (キ) 椅子、テーブル、ワゴンその他広場活用のための物品の常時継続設置
- (ク) 所定の場所以外へのごみ、空き缶その他汚物の投棄
- (ケ) 行商、募金、出店等（利用承認を受けた場合を除く）
- (コ) 広告等の配布・散布（利用承認を受けた場合を除く）
- (サ) 飲食物の調理等（関係機関が認めた場合を除く）
- (シ) 立入禁止区域への立ち入り
- (ス) 上記のほか、広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

◇公の施設とは

住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するために地方公共団体が設ける施設をいいます。公の施設の設置等については、法律などの定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならないこととされています。今回の場合、「広場」が公の施設となります。

(地方自治法 第二百四十四条、第二百四十四条の二)

◇指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

(地方自治法 第二百四十四条の二)

◇利用料金制度とは

公の施設の利用に係る料金について指定管理者の収入とすることができる制度です。指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化が図られます。

(地方自治法 第二百四十四条の二)

◇創造都市さっぽろとは

「創造性に富む市民が暮らし、外部との交流によって生み出された知恵が新しい産業や文化を育み、絶えず新しいコト、モノ、情報を発信していく街」を目指していくものです。

「札幌らしさ」をベースにした「創造都市さっぽろ」の取り組みは、都市空間整備、環境、教育、福祉、経済・産業、文化芸術、行財政など、札幌のまちづくりに係る全ての分野に波及し、札幌らしいライフスタイルを創造し続けます。

